

新型コロナウイルス等の感染症流行下における原子力災害時の防護対策について ～基本的考え方と今後の対応～

令和2年6月 総務部危機対策局原子力安全対策課

新型コロナウイルス等をはじめとした感染症の流行下に原子力災害が発生した場合、防護対策と感染症対策を両立させることが必要であり、次の考え方により対応するものとする。

1 対応の基本

- 避難や一時移転など、防護対策の各過程において、感染者(感染の疑いがある者)とそれ以外との分離をはじめ、一定の距離の確保など、3密(密集、密接、密閉)を避けることを基本にした感染症予防対策を徹底する。
- ただし、放射性物質の放出後における屋内退避やバス避難においては、被ばくを避けることを優先し、換気は行わない。

2 各防護対策における主な具体的対応

<バス避難時>

- ・ 感染者や感染の疑いのある者と、それ以外の者は、別々の車両で避難する。
- ・ バス内では、マスクの着用、間隔を開けた着席、放射性物質放出前は換気を行うなど、状況に応じた対策を講ずる。(バス確保については、引き続きバス協会と連携して行う。)
- ・ 放射性物質放出後において、バスがUPZ圏内を走行中は原則換気を行わない。
- ・ 一定の時間的猶予があるUPZ避難(OIL2)においては、密集を避けるため、感染症蔓延の状況等に応じて、避難のタイミングを分けた分散避難を行う。

<屋内退避時>

- ・ 屋内退避の指示が出ている間は、原則換気を行わない。
- ・ 放射線防護施設等の屋内退避施設では、密集を避け十分な間隔を確保(できるだけ2m、最低1m)するものとし、これが困難な場合には、リスクを考慮しつつ、自宅での屋内退避やUPZ外への避難を行う。

<一時滞在場所や避難先ホテル>

- ・ 被ばくのおそれがないため、十分な換気を含め自然災害時の避難所運営に準じた感染症対策を行う。(北海道版避難所運営マニュアル参照)
- ・ 有事の際、避難先ホテルが感染症軽症者の受け入れ施設となっているなど、既に感染症対策に使用されている場合には、道の調整により代替施設を確保する。

3 今後の取組

当面は、内閣府が示した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を踏まえ、上記の対応について、UPZ13町村や避難先自治体、関係機関との協議を進めながら、地域防災計画や「泊地域の緊急時対応」への反映、原子力防災訓練での実践などを通じて、感染症流行下においても実効性の高い原子力防災体制の構築に取り組む。